

第9回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年1月30日（月）16:28～18:03

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、野坂美穂、
原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、堤香苗

（政府）務台大臣政務官、松永内閣官房内閣審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

（ヒアリング出席者）総務省：三宅大臣官房総括審議官、開出自治税務局審議官、

吉牟田政策統括官（統計基準担当）室統計企画管理官

財務省：矢野主税局審議官、窪田大臣官房参事官（大臣官房担当）、

吉野主税局調査課長、山名国税庁長官官房審議官、

市田国税庁課税部課税総括課長

経済産業省：田中大臣官房審議官（経済産業政策局担当）、

蓮井経済産業政策局産業構造課長、

中野商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室長、

岡野商務流通保安グループ保安課長

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング①

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、若干時間より早い時刻でございますが、おそろいでございますので、第9回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、國領専門委員が御欠席、また、大田議長に御出席をいただいております。ありがとうございます。

さらに、務台大臣政務官にも御出席を頂戴しております。

それでは、早速議事に入ります。

本日から2回にわたりまして、関係省庁からのヒアリングを行います。ヒアリングの内容は、資料1にあります「『重点分野』、『削減目標』、『計画的な取組の推進』についての考え方（たたき台）」に対する意見、個別分野について特殊な事情がある場合につい

での意見でございます。

委員、専門委員の皆様におかれましては、関係省庁の意見を御聴取いただきまして、それを受けて、御質問、御議論を頂戴したいと思います。

本日は、総務省、財務省、経済産業省の順で行います。

それでは、資料2につきまして、総務省より御説明を頂戴したいと思います。

(総務省入室)

○高橋部会長 どうも、本日はお忙しいところをありがとうございます。

それでは、御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○三宅大臣官房総括審議官 総務省でございます。

総括審議官の三宅でございます。よろしく願いいたします。

本日は、ヒアリングの機会をいただきまして、感謝申し上げます。

まず、今回の「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方、これにつきまして、特に御配慮いただきたい点や考慮いただきたい点につきまして、時間も限られておりますことから、調査・統計及び地方税を中心に意見を述べさせていただきたいと存じます。

個別の説明に入る前に、総務省としましても、行政手続の簡素化、これは政府全体で取り組むべき重要なテーマであると考えているところでございます。

また、資料の2枚目の2つ目の丸に記載しておりますとおり、各省とも多様な行政手続を執行しておりますということで、本取組を進めるに当たっても、行政手続コストの算出を初め、多大な労力や費用、時間をかける作業とならないように進めるということが肝要かと思っておりますので、ぜひとも御配慮いただきたいと思っております。

それで、資料に沿いまして、調査・統計、それから、地方税の順に御説明を申し上げたいと思います。

○吉牟田政策統括官（統計基準担当）室統計企画管理官 総務省政策統括官室でございます。

統計につきまして、説明させていただきます。資料2の会議説明資料をベースにさせていただきます。

統計につきましては、統計法というものがございまして、公的統計の基本事項を定めております。「基幹統計調査」と書いてあるのは、国の重要な統計調査が50ぐらいありまして、半分は、世帯向けの国勢調査など、半分は企業向けの経済センサスのようなものでございますけれども、基幹統計調査につきましては、報告義務が課されております。

やり方につきましては、各省庁の府省令で定めておりまして、内容につきましては、国の統計調査は全て総務省のほうで承認しておりまして、したがって、報告者負担も最小限にするために、統計法に基づきまして、重複排除に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、各省庁が業法で入手している情報のようなものにつきましては、あえて統計調査を行う必要はないとか、省庁の縦割りの中で、既にとられているよう

な調査につきましては、新しく統計調査を行うことはないというように、なるべく重複排除に取り組んできております。

回答者負担に限定しておりませんが、統計調査でどういう合理化を図っておるかということ、資料のほうで「統計業務の見直しについて」ということで、ざっと書いております。初めのほうはICT化の推進、利用者のニーズへの対応などと書いてありますが、行政記録情報等の活用ということで、真ん中ぐらいに書いてありますけれども、総務省統計局で事業者母集団データベースを整備しておりまして、ここに労働保険情報、商業・法人登記、EDINET情報等の行政記録情報を取り込んでおりまして、これから標本事業所を抽出しておりますが、その際に、国が持っている情報はプレプリントで、調査を行うときに、あらかじめ調査の対象となる企業への負担を減らすように書くなどの工夫がされております。

それから、統計調査の統廃合ということで、数え方にもよるのですが、平成22年7月末現在で320の統計調査が、平成28年9月末現在で288になっております。

それから、報告者負担の軽減ということで、先ほど申しましたプレプリントを実施したり、また、標本抽出を行うときに、同じ企業がたまたまとはいえ、たくさん当たらないように、重複是正、調査履歴登録を工夫して、負担が偏らないように工夫しております。

説明資料に戻りまして、一方、現在、昨年末に経済財政諮問会議で取りまとめられた「統計改革の基本方針」というものがございまして、本体だけ3ページつけておりますけれども、GDP統計の精度改善や、データに基づいて政策立案を進めるということがかなり重視されておりますので、そのため、統計の充実の必要性が指摘されております。

こういった新しい調査を行うためにも、統計調査の報告者負担を減らすということで、経団連とも意見交換を行っておりまして、調査事項の削減や、プレプリントの一層の推進なども行っております。

先ほど、ICT化の話もしましたが、しかしながら、大企業においてもオンライン調査が必ず便利とは限らず、紙のほうがかえって回答しやすいとか、そういった話もありまして、統計調査を合理的に、かつ、企業の負担を減らすためにどうすればいいのかということはきめ細かく企業側と話し合いを行う必要があると認識しておりますし、経団連とは今後とも継続的に意見交換を行っていく予定でございます。

それから、一言申し上げたいのは、企業にとって、調査・統計が負担だというのは、ごもっともだとは思っておりますけれども、国の統計調査というものは限られておりまして、一般的な民間シンクタンクの調査や大学の調査など、いろいろなものが企業を対象に行われると考えられておりまして、そういったことについては、こちらとしては把握できておりません。

また、統計調査というのは、行政手続法の整理では、手続法の適用外とされておりまして、そういったことにも御配慮をいただきたいと思っております。

それから、「重点分野」の選定でございますけれども、先ほど申しましたように、企業

が負担に感じている調査・統計というものは、いろいろなものがまじっていると思われるので、我々の政府の統計調査について、一層の調査負担軽減を考えていきますけれども、数値目標を設定しても、実際に減らしているものと実感が合わないだとか、いろいろなことが考えられまして、対象としては適切でないのではないかと考えております。

「削減目標」のところについては、冒頭、三宅総括審議官が述べたとおりでございます。

個別分野の特殊性でございまして、調査・統計に関しまして、先ほど、昨年12月の諮問会議で、基本方針が取りまとめられたと申し上げました。今回、本体を3ページだけ配っておりますけれども、別紙のほうでは「重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進する」と書かれておりますため、このことにつきましても、関係閣僚等で構成される統計改革推進会議というものが近々立ち上がりますけれども、議論される予定となっております。なお、この会議には経団連も参加する予定となっております。

EBPMが注目される中、調査のサンプル数をふやしてはどうかという意見がありますし、単純にコスト削減を行う話は、統計制度上、非常に難しい話もありますので、いずれにしても、事業者負担の軽減というものは、我々、回答率を上げるためにも重要と思っており、今後よく考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○開出自治税務局審議官 続きまして、税務担当審議官の開出と申します。

地方税につきまして、御説明を申し上げます。

資料2の3ページでございます。地方税に関する特記事項ということでございますが、数値目標を設定することにつきまして、丸の1番と2番、合わせてでございますけれども、私ども税務行政におきましては、公平な課税ということが非常に重要であるということを考えておりまして、課税資料は、その貴重な情報でございます。したがって、納税者の負担軽減と課税の公平性確保、この調和を図ることが必要であると考えておりまして、あらかじめ全体としての数値目標を設定して見直すということではなくて、手続一つ一つについて検討していくことが必要ではないかと考えております。

また、3番目でございますけれども、各主体のコストのバランスということでございまして、例えば事業者の申告コストを削減しますと、納税者たる従業者の新しく発生する申告のコスト、あるいは行政の課税コスト等の増加にもつながることがあり得ますので、全体のバランスを考える必要があるのではないかと考えてございます。

その下が、地方税特有の問題でございまして、個別課税手続は条例に基づきまして、各団体が定めておりますので、地方団体の理解、協力を得ることが必要だという特殊事情について記載してございます。

しかしながら、その下でございまして、行政手続の簡素化、IT化の推進は重要な課題であると私どもも認識してございまして、これまでも、電子申告の対象範囲の拡大でありますとか、地方税ポータルでありますeLTAX利用時間拡大など、利便性向上に取り組んできたところでございまして、申告の利用率につきましては、後で資料をごらんいただきますが、

向上している状況でございます。

また、住民税の給与支払報告書と所得税の源泉徴収票の、企業の方は別々に出す必要がございますが、一元的な電子提出を可能にするなど、国税との連携も進めてきたところでございます。

今後の税務事務における課題といたしまして、電子納税を推進していくことが必要と考えてございまして、今、取組を進めているところでございまして、今後とも国税当局、民間企業等との協力を得ながら、利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

進める事項の例といたしましては、今、申し上げた電子納税の推進でありますとか、eLTAXの使い勝手のさらなる改善、eLTAX利用率の向上等に取り組んでまいりたいと考えております。

その下の時間を数値目標とすることについてでございますけれども、企業の事業活動の内容等によりまして、適用される税制度でありますとか優遇措置、申告の態様等が異なっておりますので、それによりまして、時間というものは各社各様であるということで、標準的な時間の計測はなかなか難しい面があるのではないかとというようには考えてございます。また、税制改正がございますので、それによりまして、時間も変動するというところで、そういった課題があるのではないかと考えております。

その他、一番下が国税と地方税の連携の話でございます。例えば、源泉徴収、年末調整について、これは所得税に関する手続でございますけれども、仮にこれを廃止等をして、申告件数が大幅に増加するということになると、地方団体における住民税の税額決定時期は5月末ということでございますけれども、そこへの影響が出てくる可能性があるということです。それに伴いまして、いろいろな社会保障の給付に住民税の情報を使っておりますので、そこへの影響も考慮する必要があるのではないかとということが考えられますので、国税の制度の検討に当たっても、地方団体等への影響も踏まえる必要があるのではないかと考えてございます。

若干補足で、参考資料を御用意申し上げましたので、その4ページをお開きいただければと思います。

これが説明にありましたeLTAX、地方税ポータル of の仕組みということでございますが、一番右に地方団体がありまして、右から2番目に一般社団法人の地方税電子化協議会というものがございます。その下に、オレンジでくくりが2つございますが、企業に関する手続には大きく分けて2つございまして、電子申告等ということで、企業の法人二税の申告でありますとか、固定資産税の償却資産についての申告等を行うでありますとか、従業員の給与につきまして、給与支払報告書を提出して、税額通知を受ける。これらがこのシステムを経由して行われております。

また、一番下に、国税連携ということで、国税当局と情報の共有をしているということでございます。

5ページをお開きいただきますと、そこに各種類のオンライン利用率がございまして、

一番上の法人二税につきましては56%、57%となっておりますが、給与支払報告書、住民税の関係につきましては32%、そのほか、償却資産については22%と、機能によりまして差はございますが、近年利用率は向上しているということでございます。

7ページに飛んでいただきまして、地方税の事務におきまして、我々は企業の方に負担をおかけしている大きな要素が、国税と違いまして、納付先が多くの団体にまたがるということございまして、左下でございますように、このシステム導入前は、紙で各市町村であるとか税務署に送付するということございまして、整備後には、まず地方公共団体に提出するもの一元化を行いまして、また、住民税の給与支払報告書と源泉徴収票は、基本的に同じ情報から成り立っておりますので、上の説明書きの白丸の2番目ということでございますけれども、地方税と国税の様式を統一しまして、このeLTAXを通じて一元提出できるような工夫も行っております。これは、この1月から実施可能ということになっております。

また、電子納税につきましては、8ページをごらんいただくと、一番下に、eLTAXでの電子申告と連動した電子納税というものが、今、県、市町村を合わせまして、全国で22団体しかないということございまして、申告まではできるけれども、その先はできないという問題が、現状ではございます。

一番最後の9ページでございますが、今回の平成29年度与党税制改正大綱におきましても、地方公共団体が共同で収納を行う方策について検討を行う方針が示されておきまして、現在、有識者検討会でシステムのあり方等について取りまとめいただく段階になってございますので、今後、地方団体の御意見を踏まえながら、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたら、お願いいたします。

では、吉田委員、原委員、大崎専門委員の順番でお願いします。

○吉田委員 すごくいっぱい資料が出てきていて、今回、私も読み込ませていただいたのですが、一つ一つ読んでいくと、本当に各論に入っていくので、一応、経済界に身を置く者として、ビジネスセクターのビューポイントでお話をさせていただきたいと思っています。

行政手続の簡素化、IT化というのは、ただ単に簡素化、すなわち、時間をセーブしました、コストをセーブしました—これは結果として出てくるということで、確かに一つのKPIであると思うのです。しかしそこに終始せずに、もう一度基本姿勢に戻りたいと思います。そもそもこの話が出てきたのは、日本再興戦略2016の中で、官民戦略プロジェクトというものが立案され、600兆円という大目標のために、日本中が一体となって向かっていく、特に経済界は向かって特別の努力をするという計画です。そのために何をするか、それが第

4次産業革命です、その中でデジタルライゼーションが重要視されている。で、第4次産業革命は、別名Society5.0と言い換えてもいいと思いますが、これを達成するためには、どうしても日本のデジタル化を加速する以外、ほかに方法がない。そこまで話がされています。

その中で、ずっと議論として出てきていたのが、デジタル化するためには諸外国でやっているように識別子というものがなければいけない。それで、マイナンバーというものがようやく施行されました。今後のマイナンバーをどうするかという議論のなかから、まず社保と税金、それから、災害、ここから始めていきましょうということになりました。さらに官民データ活用推進基本法もようやく国会で承認されました。こうした中で、これからは、eLTAXの整備であるとか、地方税とかに手をつけたらいいのかもしれない。しかし何しろ経済成長のための日本のデジタル化をするという意味では、日本を挙げてどうするかといった大きなプランを描く必要があります。各省庁で小さな改善をして、使い勝手をよくしますというのは、派生的成果であって、もっと根こそぎの大きな話をしていかなければいけないと思うのです。

その実行過程で、ご指摘のようないろいろな不具合というものは、一時的にはあると思うのです。だけれども、これが阻害要因になってここから先に行きませんということは、多分、もう議論としてないのではないかというぐらいの危機感を持っていただく必要があると思います。経済界としては、新しいAIだとかビッグデータだとかというものも見据えていますので、こうした大きな展開をしなければ、成長戦略は実現できないと思うのです。

たとえば、ビッグデータというものは、どうやったら全体的、統合的に集積できるという議論をする場合、いま申し上げた大きな変革を前提しない限り、できません。そのうえで、それに対抗するオルタナティブな手法を提案し、これならビッグデータをこういうようにして集められますとか、こうやって官民のデータ活用は推進していけますという方向に持っていけないといけないのだろうと思っています。その辺のところはいかがでしょうか。当然、何をするにもこれだけの改革なのですから、すったもんだするとは思いますが。

○高橋部会長 地方税のほうの質問ですか。両方ですか。

○吉田委員 どちらかという、両方なのです。というのは、統計の場合、オンラインで送受信しているシステムについて、使いがってがいい悪いという観点からの指摘もあると思いますが、それよりも情報がデータ化されて、重複なども精査して、これからのイノベーションに役立つ情報を引き出したい。そうしたビッグデータ活用の技術は、すでにあって、税金情報も含めた、ビッグデータ全般に税金全般の処理の役立つと思います。

○高橋部会長 済みません。15分なので、手短にお願いします。

○吉田委員 ですから、ビッグデータ活用のシステムを構築するには、縦割り行政などにより、その実現にはかなり困難がともなうという意見があり、だからというわけではないと思いますが、一つのマイルストーンとして、最初はeLTAXの使い勝手をよくしましょうと

いう点に重点を置いていると、デジタル化という社会の実現に向けてという本来の大きな目標を失うことになると思います。この目標だけは変えていただきたくないということなのです。

○高橋部会長 わかりました。

それでは、まとめて、原委員と大崎専門委員ですか。手短にお願いします。

○原委員 ありがとうございます。

全般に重点課題になじまない、それから、数値目標になじまないというお話をいただいたのですが、なかなかこの理由で認めるわけにはいかないということではないかと思えます。

まず、統計のところに関して、ほかの府省や民間での調査もあるので、ここで数値目標を設定しても負担感の軽減につながらないのではないかというお話でありましたが、もしそうだとしたら、民間あるいは他省にとってさえ使い勝手の悪い統計の結果が出ているということ自体が問題ではないでしょうか。より活用できるような形で調査を行って、結果を公表していく、公開していくということもあわせて御検討いただけるといいのではないかと思います。

地方税の部分に関してで、幾つか、その数値目標を設定できない理由をいただきましたが、手短に申し上げますと、3ページの2つ目の丸のところ、負担軽減と公平性確保の調和が必要なので、手続一つと一つについて個別の検討が必要だと。これは、全ての規制について規制の目的と負担の調和というものは当然必要だと思いますので、これで認めるわけにはいかないです。

3つ目の丸に関して、各主体のコストのバランスが必要だと、これはそうだと思います。これもほかの多くの手続において、一定の手続を軽減して、かわりに別の手続をつくるということは当然あり得ると思いますので、この理由でなかなか数値目標は要らないですというわけにはいかない。

4つ目の丸、地方団体の理解、協力、ここの部分は当然しっかりやっていただいたらいいと思うのですが、ただ、御説明をいただきましたように、これまでもeLTAxといって手続負担を軽減するということはなされてきているわけですから、その延長上で、ぜひ、お取組をいただけるといいのではないかと思います。

1点だけ質問ですが、8ページで、電子納税についてで、多くの市区町村の中で、10の市区町村だけが電子納税を可能にしているということでありましたが、これはむしろ、逆にどういった事情があってほかのところではできていなくて、この10のところだけできたのかというところは、もし何かございましたら、教えていただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

私からは2点質問したいのですが、まず、1点目は、統計に関してなのですが、実際に

統計をとっているのは各府省なので、なかなか総務省として画一的な対応は難しいということは何となくわかるのですけれども、予算の査定ではないですけれども、例えばこんな統計は要らないのではないかとか、こういうとり方は変えたほうがいいのではないかみたいな、御提案を総務省から、実際にやっておられるところに対して個別に突っ込むというように、そのようなやり方でもう少し負担を軽減していくということではできないのかということについて、御意見をいただければと思います。これが1点目でございます。

もう一点は、税のほうなのですけれども、電子納税の推進というお話があったのですが、どうなのでしょう。税理士さんを使っているケース以外では、必ずしもeLTAXと連動してインターネットバンキング等で納税が終わるということが重要ではないのではないのかという感じもしまして、例えばクレジットカード納付のようなものをふやしたほうが、個人の納税負担ということでは、もっとよくなるのではないのかという気もするのですが、その辺について、電子納税ということに絞って強調されている理由を教えてくださいと思います。

○高橋部会長 それでは、もうクールしたいので、手短かに御回答をお願いします。

○吉牟田政策統括官（統計基準担当）室統計企画管理官 統計について、まとめて回答させていただきます。

最初に、大崎先生から御指摘のありました、各省庁に対してこのような統計があるのではないかというようにきめ細かく指摘して、主体的に最終的に企業負担を減らせという話で、そういうように認識しております。非常にごもつともだと思います。国の統計調査につきましては、総務大臣が承認しておりますので、その際に、一つ一つどうしてこの数字を捉まえてはいけないのかとか、ほかに代替できる数字はないのかとか、そもそもこの数字をとって、どのような政策に使うのかということで、我々はやっております。

ただ、各省庁としては、基本的にデータが少ないということを中心とするものですから、政策立案についてどうしても必要ということであれば、各省庁に仕方がないですねということになっておりますけれども、今後、より一層報告者負担のほうのことを考えて、個別に、無駄なものは無駄なものとしてやっていきたいと思っております。

それから、ガイドライン的なものにつきましても、分野によりましては、総務省のほうで設けているものもございまして、そういったことも工夫していきたいと思っております。

それから、吉田先生から言われましたビッグデータの話と原先生から言われましたデータの利活用の話というもの、これは、一番大事な話だと認識しております。参考資料の2ページに「統計改革の基本方針」をつけておりますけれども、この中でもビッグデータの活用や、通しの3ページのところでユーザー視点や国民のニーズのようなことが書かれています。確かに、我々、これは十分でなかったところがございますので、今後、統計改革推進会議において、こういったテーマを中心に議論されると思っておりますし、総務省としても、統計調査実施省庁としても、家計調査にかかわって景気を判断するのに、ビッグデータを活用できないのかとか、そのために枠組みをつくれぬかということで、大臣みずか

ら検討されておりますので、今、おっしゃった意見を承って、一層、こういったことを頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○開出自治税務局審議官 税務情報の活用につきましては、法律上、守秘義務がありますので制約はございますが、これについては、政府税調での議論が出されているところがございますので、諸外国の事例等を踏まえながら、検討を進めていきたいと思っております。

原委員から御質問のありました、システム整備が22団体の理由でございますけれども、主に、これは導入しているのは主に東京都であるとか、横浜市であるとか、大きな団体ということで、システム整備に経費がかかるということが大きな理由でございます。ただ、東京や横浜だけ入れても、従業員は近隣の市町村から来ていますので、そういった団体も入らなければ意味がないので、共同収納ということを進めさせていただいているところでございます。

大崎専門委員から御質問がございました、他の手法もということでございます。私どもも、8ページにございますように、コンビニ収納だとか、クレジット、こちらも推進しているところでございますが、より多様な支払い手段ということで、電子納税も考えられるのではないかとということで、こちら遅れておりますので、進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

時間が非常にないので、もしあれでしたら、言っていただいて、あとは書面で回答してもらおうということでよろしいでしょうか。

では、質問だけ出していただいて、あとは書面で回答していただくということで、お願いいたします。

では、手短に、森下部会長代理、川田専門委員、堤専門委員、佐久間専門委員、非常に手短に、1分ずつでお願いします。

○森下部会長代理 意見だけなのですけれども、今のお話を聞いていて思ったのは、だからこそ数値目標が要るのかなと強く感じて、そういうことを言われているから、これだけいろいろな行政手続がふえたのだというのは、逆に今の御回答から強く感じたので、これは数値目標がないと、恐らく皆さん方はされないだろうということは、非常に強く感じました。

○高橋部会長 お答えは結構です。

それでは、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

確認と質問なのですが、調査・統計の数が減っている、あるいは重複が排除されているということは、今のお話からわかるのですが、アンケートをしてみますと、経団連でも日商でも、「調査・統計に対する協力」が負担を感じる手続きとしてトップに来ているわけ

です。それで私の質問でございますが、こうした調査・統計が、法律に基づくものであるということが明示されているのかどうか。それから、目的がしっかりと事業者側に伝わるような記載がされているのかどうか。一般的な調査・統計と、統計法に基づく調査・統計について、事業者から見ると混乱があって、負担感が高いのかなと思いますので、その辺りの仕組みがどうなっているのか、確認したいと思います。

以上でございます。

○高橋部会長 では、堤専門委員、どうぞ。

○堤専門委員 統計に関しては、私は本日の説明で、民間とか大学とか、そういうところも入っているのだよということもわかってくださいという御説明には、一定の納得感を得ました。

一点、お聞きをしたかったのですが、シートのその他のところに書いてある年末調整を廃止した場合に云々とあるのですが、これから働き方改革なので、いわゆる、雇用されている人が副業をするとか、自分で起業するものも持っていて、ほかの会社もお手伝いをしているという形で、つまり、税金というものを、もっともっと働く側が、要は、自分の手で管理をするように変えていかなければいけないという時代が来るのに、まだ年末調整を企業がやらなければいけないような状態のままで、その企業がやったものを使うということ、総務省としては是としているかということの御意見を、もしあれでしたら、御質問として投げさせていただきます。

以上です。

○高橋部会長 では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

統計調査というのは、決して統計法に基づくものだとか、基幹統計調査だとか、そういうことを意識しているのではなくて、非常に単純に政府機関、つまり、それが法律に基づくものであれ、法律に基づかないものであれ、政府機関から来たもので、何か調べなければいけないものと、こういうことでいっています。

もちろん、民間から来たものについては、これは全く別なので、当然、それは企業が自由に判断していい。ただ、政府から来たものというのは、法律に基づいていなくても、これは当然答えるものだと思っていると、こういうことですので、出どころが政府だということ。

本日の総務省のお話だと、統計法所管は総務省、それ以外は承知していないと。それはそうなのでしょうが、では、それはどこがやっていただけるのですかと。各省でやる。そのときは、多分一律に、統計に関しては全部半減だとか4割だと、そういう目標を立てるしかないのではないかとということになろうかと思います。

あと、ここで言っていることは、例えば統計、政府に答えた後に、それについての取扱いが電話で来る。これも電話でなくて、企業の場合、メールで来ていただければ非常に対応するほうが楽。というのは、受け手は必ずそれに一人で答えられない。そうすると、必

ず社内で回さなければいけない。電話だと一々もう一回それをメモに起こして、それを誰かに送らなければいけない。これはメールであれば、すぐ担当の人に回せるということなので、そういうところでも、これは劇的に変わります。それは一アイデアですから、そういうものも含めて全体で何割とやっていただくことではないかと思えます。

税金に関して言うと、従業員の負荷が増すというのは前提とすべきではなくて、企業の負担は減ります、従業員の負荷が変わらないというのが大前提で何ができるのかということであって、どこかよそに負担を回すだけであれば、それはたらい回しということになるので、そういうことを多分、ここで議論しているのではないのだろうと思えます。

以上です。

○高橋部会長 適宜、質問については、後で書面でお答えください。

最後ですが、私から、紙の統計ですが、紙の調査のほうが回答しやすいという話ですが、これは具体例を示していただかないといけないので、これは具体例を示していただきたいということと、統計改革推進会議の作業日程をぜひお示しいただきたいと思えます。

それから、税につきましてですが、原委員からの御質問はまだお答えにならないので、この辺は、要するに、何で10なのかという御質問があったと思えますので、これは書面でお答えください。

時間が参りましたので、大変申し訳ございません。あとはそういうことで、書面でお願いいたします。

本日はどうもお忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひいたします。

○三宅大臣官房総括審議官 ありがとうございます。

(総務省退室)

(財務省入室)

○高橋部会長 続きまして、資料3に基づきまして、財務省より御説明を頂戴したいと思います。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

15分ということで、御説明を頂戴したいと思います。

○窪田大臣官房参事官(大臣官房担当) まずは、たたき台についての意見を申し上げます。

生産性革命を実現するための改革の重要性は認識しております。また、今年の産業競争力会議において、本件について御議論があった際、機械的な削減目標の設定ということについては、後ほど御説明いたしますが、私どもの関係部局の中には、心配をする向きもありましたが、当時、再生事務局からは、先行事例を進めつつ、手法や目標設定のあり方について十分に研究を進めつつ、進めていきたいとのお話でありました。

その後、手法についての検討が十分に進められてきたかどうかという点については、いろいろ考えもあるかと思えますが、せめて「計画的な取組の推進」ということにつきまし

ては、各省庁に共通する手続につきましては、規制改革推進室において、必要な調整をお願いしたい。特に「営業の許可・認可に係る手続」は、既にオンライン化が進んでいるものや申請件数の少ないものなど、さまざまありますので、まずは、ヒアリング等において負担感が大きいと回答があった業種・手続を中心に取組をスタートしてはどうかと考えております。

次に、特殊事情です。

○矢野主税局審議官 主税局でございます。

2. のところ以下、4 ページほど御説明をさせていただきます。

まずは、1つ目のパラグラフ、不断の取組を行っているという、これは、能書きとかということでございませんで、ここ10年ほど、税制改正大綱、与党と閣議決定と両方ございますが、それは全て所得税、法人税、資産税といった、4つ、5つの章立てから成っているところに加えまして、この10年ほどは、納税環境整備という章立てを一つ、大きな章として打ち立てまして、やれる限りの改善ということを、要望を踏まえまして、並べるといふ取組をやってきております。

2パラ目ですけれども、御指摘の簡素化、IT化の重要性ということは、したがって、当然に認識しておりまして、取組を進めてきたところではございますが、3パラ目ですが、数値目標を設定してということになりますと、これは3行目ですが、適正・公平な課税ということとバッティングを生ずるケースが多々生じてきかねないということで、私どもとしては、最後の行ですが、目標の設定においては、特段の御配慮をお願いしたいということでもあります。

そのページの最下段、括弧に囲ってございますが、特殊性ということで申しますと、立証責任というものが、国側が負っているということはありません、詳細な書面等で求めることが不可避になっているというのがあります。

1 ページおめぐりいただきまして、白丸が2つございますけれども、1つ目の丸、これは釈迦に説法ですが、税は規制ではないということなわけですが、そのような杓子定規な話はさておきといたしまして、その下の黒ポツ2つありますように、反復・大量、そして、そのような中で、適正・公平な課税を当然にしていかなければいけないという中で、「このため」というパラグラフですが、税務手続も広い意味での行政手続の一環で当然あるわけですけれども、そうでありながら、行政手続法の適用除外ということにまでなっておるわけでもあります。

クリティカルなのは、その2つ目の白丸ですけれども、特に日本におきましては、黒丸3つにぐちゃぐちゃ書きましたが、申告納税方式をとっているにもかかわらず、立証責任が最高裁判所の判決等によりまして、アメリカなどとは違って、国側に立証責任が負わされております。そういうことになっておりますので、最終行ですけれども、「詳細な書面を徴求せざるを得ない」という面がございます。

2つ目の箱に書いてありますのは、しかるに、数値目標を設定して、無理な削減を仮に

行った場合には、税の命とも言うべき公平性や公正性、あるいは透明性といったものが損なわれかねないので、そこは、重大な問題だと思っておりますということを書いてあります。

その下に丸が幾つか並んでおりますが、これは例示です。さらっと行きますけれども、1つ目、2つ目の例は、甘くするほうの話の例です。一番端的な例が軽減税率です。軽減税率につきましては、インボイスを入れないと、複数の税率で仕入れて複数の税率で売るということを適正にやらないといけないということです。インボイスは不可避です。しかし、インボイスは一個一個の取引について、全部、それを複数税率を仕分けするという壮大な作業で、したがって、業界からも税理士さんからも、ものすごく批判があったわけですけれども、ただ、これは消費者のためだということで、入れるという政治決断がなされて、法律も成立しております。このためには、必要なコストとして、インボイスというものを、膨大な手続をお願いすることが決まっております。

2つ目の丸、これも例示ですけれども、甘いほうの例示です。アベノミクスで推進をしていくために、例えば、今度の改正、研究開発税制、あるいは所得拡大促進税制の深掘りということがなされました。従来からあった制度ですけれども、そのメリハリをきかせるということで、より大きな研究開発をした人により大きな恩典を、より高い賃上げをした企業により深い恩典をということで、傾斜配分することになりました。その一つをとっても、そこをチェックするためには従来状況ではチェックできない、全体としての給与、全体としての研究開発がどうなっているかということをしていただかないとできないわけです。

3つほど、甘いほうの話をさせていただきました。

それから、そのページの一番下にありますところから、辛いほうの話です。BEPSプロジェクトというものが起こっております。平たく言いますと、パナマ文書などがあって、自分の国の高額所得が個人も企業も他国に移しているということがあつたのではないかと話があるではないかという話が、1%・99%みたいな議論で、すごく国際的に高まっています、それをきちんとチェックしていかなければいけない。国際的な枠組みが、G20で起こっております。租税回避防止の観点から、チェックをすさまじくしなければいけないことになっております。英語で資料を提供していただくということまで決まっております。

3ページに入りますけれども、細かい話になりますが、一番上には、BEPSプロジェクト、それをそのままやってしまうと本当に大変なことになるのではないかと議論、日本はコンプライアンスが高いので、日本がそのままルールを横断的にやってしまうと、日本だけが正直者がばかを見ることになるのではないかと御批判もすごくあつて、「過剰規制」という平たい言葉で書かせていただきましたけれども、そういうものをやっちはいけないからということで、これはいいだろう、あれはいいだろうという緩和ルールのようなものものすごく工夫してつくらせていただきました。そのためのジャッジも必要になります。

その次の白丸、これも例示ですけれども、これは民主党政権のときにでき上がった法律で、今も続いている法律として租特透明化法というものがあります。租税特別措置をどう

いう企業がどれぐらい利用しているのかを見せるというわけです。その法律があることから、各企業さんにとっては、どういう利用をしているということを全部出していただくということがあります。もっと詳細な資料を出せという声も出ているところでもあります。

それから、次の白丸、会計検査院等から、不適切な事例がいろいろあるからということ、これは消費税の簡易課税についてもそうですし、医療をやっておられる個人についてもそうでしたし、ここには海外の扶養親族というのも例に掲げて、資料にもつけていますが、いろいろなことが言われて、そのような資料ではだめだということで増やしてきたものもいろいろございます。

最後の白丸は総括ですけれども、それやこれやを考えますと、2行目にありますように、チェックが易きに流れてしまいますと、3行目にありますように、公平性を損ねるということに直結してまいります。ふわっと申し上げますけれども、今、申しました例でもおわかりのとおりですが、簡単に言えば、減税をだらカンでやるわけにもまいりませんし、逆に、取り締まる世界をゆるゆるでやるわけにもまいりません。両方、それはきちんとジャッジをしなければいけないという事情にございます。時折、BEPSみたいな取り締まる話だけ対象外にしてしまえばいいのではないかという発想もあるようですけれども、減税のジャッジをだらカンにするということは、それも公平性を損ねる。クロヨンといった議論につながっていきますので、それも無理なわけであります。

3つ目の箱ですけれども、これはテクニカルな話ですので、さらっと行きますが、アンカウンタブルだったりしませんでしょうかということ。1つ目の丸にありますように、税理士等に外部委託してやっている企業さんが多いわけですけれども、そうなりますと、利益相反になるといった御指摘もいただいておりますが、そこには、1つ目の丸の最後の行に、ブレがありますということを書かせていただいております。例の世銀のアンケートを拝見いたしましても、税理士さんによって回答が、ざっと、例えば二、三割違うというのであればしようがないと思っておりますけれども、そうではなくて、数倍違うというデータになっておりまして、およそ統計上、有意とは言えない値が出ているのも事実です。

2つ目の丸にありますように、これもおわかりのとおりですけれども、税務と企業会計というのは全く不可分でございますので、それをどう切り分けるのかというテクニカルな問題もあります。

3つ目の丸は、毎年制度改正で、もちろん租特を削ることもやっておりますけれども、増えることもあってという話、注書きには、先ほどのインボイスの話を再掲させていただいておりますが、これはすさまじく増えるということは不可避であります。

4ページ目、では、おまえら、どうするのだということを、二重枠に書かせていただいております。したがって、私どもといたしましては、冒頭にも申しましたように、いろいろな具体的な御要望、御提言で、このような無駄な手続は要らないではないかとか、このような無駄なことは省略化できるのではないかとか、あるいはもっと猶予を持たせられるのではないかといった話については、2行目に書いてありますように、具体的な、建

設的な御指摘をいただければ、それは何でこれをやっていないのだというところはきちんと御説明ができるように、改めることを改めていないことはないようにしなければいけないと思っておりますし、加えて、2パラ目以下ですけれども、電子化、簡素化といった全体としての御指摘、我々ももとよりそれをやってきているわけですけれども、①②③にありますように、e-Taxの普及率がまだ75%、大企業は半分強にとどまっている。

○高橋部会長 済みません。時間がタイトでございますので、まとめぎみでお願いします。

○矢野主税局審議官 6分から始まりましたので、済みません。

e-TaxとeLTAXの使い勝手の大幅改善ということと、それから、国税、地方税のワンストップ化といったことはしっかりやっていきたいと思っております。やらねばならないと思っております。

(2)は、例の年末調整に係る話の御指摘をいただいております、これについても、総括は枠囲みに書いてありますように、ICT化等によって効率化する余地はあると思っております、今後、政府税制調査会でしっかり議論をしていく予定であるようなことを書いていますが、実は、もう先週金曜日、1月27日に、政府税制調査会でこの話はキックオフをいたしました。海外調査もやって、どんどん改正をしていくのだと。エストニアだの何だの、ICT化がすごく進んでいるところも含めて、海外調査も含めてやるのだという話をオープンな場で始めさせていただいております。

ただ、ここで、最後に「国民的な選択が必要」と書かせていただきましたのも、おわかりのとおりですけれども、申告納税制度ですので、負担が最後は個々の納税者にバトンタッチされるような話になってまいりますので、それで本当によいのかというところの意味で「国民的な選択が必要」ということです。

その下にありますように、源泉徴収には、年末調整がつきものだということ、そして、それはドイツなどでも同じですということが書いてありまして、最後のページですが、5ページ目の上から3行目、そのようにいたしますと、極端なことを言えば、年末調整を廃止してしまいますと、3,500万件、申告件数が新たに増えると思われれます。その次の行に2,200万件が5,700万件に、倍以上に増えるということになります。

ちょっと細かい話ですけれども、その場合には、多めにいただいて還付する形を各国ともにとらざるを得ませんけれども、それも国民的にどのように受けとめられるのかという問題も、これは深刻です。その3パラ目にありますように、確定申告へのアレルギー、結構強いものがあります。我々が胸を張って言うことではありませんけれども、親しまれる税務署にならないといけないと思っておりますが、ただ、現に、忌み嫌われているといえますか、敬遠されている、敬遠というのは、「敬」ではないですけれども、嫌われているのは事実です、ここに書きましたように、企業から個人への押しつけではないかという批判が出てきたときに、結構耐えるのはきついものがあります。注に書いた話ですけれども、証券税制で特定口座というものを設けたのも、個人投資家の確定申告等の事務の負担の軽減に配慮する観点からですし、3行目にあります寄附金控除について、年末調整で終われる仕

組みにしたら、もっと寄附が増えるではないかという御要請が出ているのも事実です。

最後は、源泉徴収義務者の記入済申告書の話と、課税当局の負担が移りますという、当たり前の話ですので、ここは省略しますが、最後の枠にございますように、ICT化の一層の活用を、さきに申しましたように、政府税調を中心に、逃げずにこってりやれるものを全部やるということだと、私どもは思っております。

エビデンスを削ってはいけない、エビデンスを削ることはできないけれども、省力できる手続を省力できる限りにおいてマックス、やり残すことなくやるということだと私どもは思っております。

以上です。

○高橋部会長 時間内にまとめていただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問等を頂戴したいと思います。

それでは、大崎専門委員から順番にお願いいたします。手短にお願いします。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

私から1点だけお伺いしたいのですが、一律の数値的な目標をつけるのはなかなか難しいという御主張だと理解したのですが、かといって、頑張りますだけでも非常に頼りない話なので、何らかの数値的な目標の設定というものは要るのだと思うのです。他の府省の手続と全く同じではないにしてもです。

具体的に、この資料の4ページのところに、e-Tax利用率について、数値目標を設定するという御提案をいただいているわけですが、これ以外に、こういう数値目標だったら設定できるというようなアイデアがあればぜひ出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋部会長 では、次、佐久間専門委員、いかがでしょうか。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

ただいまのお話を聞いていて、非常に手続の簡素化、削減というものは難しいというのが個別の事情でわかったのですが、逆に言うと、だからこそ、もう数値的な目標がないと無理だと感じました。というのは、どういうところで手続が減っていくのかというところで、事業者から幾つかもちろん提示はできるわけですが、当然、それは全部わかった上で言っているわけではない。そうすると、一番わかっている方々が、ふえるところと減るところを合わせて、全体でこれだけやると、こういう進め方をしていただかないと、やはり難しいのだと。つまり、個別でいろいろ提案しても、それだけやって、ほかにあるのかわいのかは、我々はわからない、知恵がないということになりますので、手のうちをわかっている方が自分でやるのが一番いい。その上で、ある数値的な目標が必要だろうと。

基本的な構造を変えるというのは、規制の改革の非常に王道なのですが、ここで民間事業者が言っているのは、そういうものでもいいのですけれども、単純に手間を減らしてくれということです。例えば、電子申告をしたときに、別添や添付、これは容量制限でアップロードできないとか、そういうものは何とかしてもらいたいとか、手続的なところで、

非常にたくさんある、ただ、それも全部ではないということなので、そういう意味では、意見ですけれども、数値目標が必要だと思います。

以上です。

○高橋部会長 野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 私の理解が間違っておりましたら、事務局からも御指摘いただきたいところではありますが、3ページの③税務手続については、法人を中心に、税理士等に外部委託している場合が大宗であり「国に対して手続を行う場合に事業者が負う標準的なコスト」を測定すること、そして、数値目標を設定することは困難であると書かれているのですけれども、この部会でも事業者自体の測定の困難さについては十分に承知しているところであり、だからこそ、これまで法人の代理人、エージェントである税理士の行政手続の負担感をヒアリングしてきたのだと理解しております。これに関連して、御存じかもしれませんが、日本税理士会連合会のヒアリングからは、例えば関係書類のスキャナ保存制度の見直しであったり、税務調査における事前通知の書面化、電話ではなく書面でといったところ、そして、地方税の納税の窓口の問題などが行政手続きの負担として挙げられており、今回はコストを時間で測定するという点からも、これらについては比較的取り組みやすいのではないか、コストの測定や削減が可能なのではないかと思います。この点について、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○高橋部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

まず、資料3の全般的な部分に関して、先行してオンライン化などが進んでいる分野がありますというお話がありました。これは数値目標を設定するときに、先行してやっているとあるという話は必ず出てくるわけですが、この行政手続の分野でこの分野では理想的にオンライン化や負担軽減が進んでいて、もう下げる余地はないのですという例を聞いたことがないのです。これはもし、そういったものがあれば、教えていただければと思います。

税務に関して、これは細かいことは申し上げませんが、私たちはほかの国の例をいろいろと検討させていただいてきました。その中で、税務に関しても大幅に削減された例があると承知をしております。これは日本だけできないということはないのではないかと思います。

それから、公平性、立証責任といったお話がありましたが、同じような問題は、例えば安全に係る規制とか、いろいろな分野であり得るわけで、税務だけ特殊、何か特別ということではないのではないかと思います。私たちは、公平性などを犠牲にしているとか、そのようなことを言っているわけではなくて、まさに先ほど御説明があったように、新しいIT技術を使えば省力化ができるのではないかと、そういった議論をしているのだと思いますので、ぜひ、議論を引き続きできればと思います。ありがとうございます。

○高橋部会長 吉田委員、どうぞ。手短にお願いします。

○吉田委員 割とコミカルなタッチでお話をくださいます、おもしろかったです。国民から後ろ指を指されているのは、財務省さんだけではなくて経済界も同じで、国際競争力がなくなった、経済が伸びていないなどと言われているのですが、600兆円だけなぜか交渉の余地のない方針で、これは国民も政府も経済界も関係なく、共同でその目標に向かって前進する。これがないと、その先日本はありませんぐらいのところ今、立っていると思います。経済界としては、この600兆円に到達するために、新しい産業のクリエイション目指す。それは日本のデジタルイノベーション、Society5.0、で実現できると思っています。

その中で、ようやくマイナンバーが実現しました。しかし現状では、マイナンバーの活用は税と社保、それから災害の分野で適応しようとしています。まず最初にこの分野から開始しますが、これが大きな日本のデジタル化、ビッグデータクリエイションの大基本となるのだと思っています。したがって、目標に至るマイルストーンを考えたらこういう選択肢があります、こういう障害があります、といったポイントが発見されたら、経済界も含めて、みんなで乗り越えていこうというスタンスで前進したいと思います。

○高橋部会長 堤専門委員、いかがでしょうか。手短にお願いします。

○堤専門委員 先ほどの総務省でもお話をちょっとさせていただきました、従業員の納税のところで、確かに冒頭に「国民的な選択が必要」と書いていらっしゃるのですけれども、もういいのではないかと思う部分、要は、国民が一人一人、もうちょっと税金にかかわるような形で考える世の中になってくるのではないかと私は思っております。

というのは、もともと、個人事業主だとか、御自分で事業をやっている方は、確定申告をきちんとやっているわけで、給与所得の方だけがよくわからないうちに税金の計算をされている。先ほどの御説明の中で、このいわゆる年末調整をやめるのであれば、先に税金をたくさんもらっておかなければいけないという御説明がありましたけれども、今ももうその仕組みですので、だから、年末調整をやったときに給与がふえているというようなことで、従業員の方はいろいろ書類を出しているのだと思います。もともとこういった申告を自分でやってきたときに、払い過ぎた税金が返ってくるのだということがわかれば、多分、自分の適正な税金ということは考えてくるような形になるのだと思いますし、そういうことをやることで、例えば企業のいろいろな税理士さんに払っているコストなどが下がってきて、結果的にそれが従業員に回ればいいと思いますし、こういうことがITのできる世の中、一人一人が自分のコンピューターでできる世の中にもうなってきたと思いますので、今までの考え方というものは、一旦変えてもいいのではないかと思います。

以上です。

○高橋部会長 川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 手短に質問を申し上げます。税理士会からのヒアリング、あるいは、事業者団体のアンケート結果を見てもそうなのですが、国税の申告手続は非常に負担感が高いという意見が多いわけですね。この点について、いろいろな理由があることは承知してい

ますが、国税庁として、企業なりのところで、申告手続にどの程度時間を要するのかということ調査したことがあるのかどうかということと、そういうことを計測することは可能なのかどうか。つまり、手続に関する事業者の負担を国税庁としてどれだけ把握しているのか、お聞きしたいと思います。

○高橋部会長 では、一旦、まとめて四、五分で御回答ください。

○矢野主税局審議官 まず、数値目標、e-Tax以外のことを何か考えていないのかという御下問です。今のところ、私どもは、ここに①②③と挙げさせていただきましたが、e-Taxの普及率であるとか、これは数字ではないではないかという御指摘はあるでしょうけれども、そもそも使い勝手の悪いものをしようがないという御批判はあるでしょうから、e-Tax自身の、当たり前ですけれども、ユースフル度合いを極めるということと、さっきの総務省さんがどういう議論だったのかはわかりませんが、国税と地方税の情報連携をしっかりとやる。納税者の目線からしてきちんとやるということと、そのあたりはとにかく、そこはもうICT化を極めていくということは、やらねばいかぬと思っています。もともと進めてきたつもりなのですが、それでもまだ75%で50%かよというところは、御叱責がありますし、そのような使い勝手の悪いものを100%にするなどという人もいらっしゃるのですが、その両方の意味でやらねばいかぬと思っています。

難しいからこそ数値目標をしないと進まないのだという御指摘も、ある意味、ごもっともだと思いますけれども、ただ、我々はさっきも甘い話、辛い話、申しましたけれども、それで、では削れるのかというと、さっきの数値目標のe-TaxとかeLTAXとの一発で済むもの、済むようにしろよというところは、進めなければいかぬと思っています。Tell Us Onceとか、ワンストップとかというところはやらないといけないと思っていますが、エビデンス云々という世界に抵触するところは難しいなというのは、そこだけあります。

税理士さんからの具体的な、これはさっきもちろっと申しましたけれども、税理士に聞いてみたらというのが、世銀さんがやっておられて、その例が実はもう3倍とか4倍とか、数字が違って、どう思いますかみたいなアンケートの形式になっていて、こう思いますという数字を答えて、その数字がものすごく開いているのです。これだと、一個一個省力化を重ねていっても、多分答えは変わらないのではないかと思うぐらい、アバウトな御回答になっているのが世銀の例です。

最後の御質問で、国税でやったことはないのかというところはありますけれども、それは国税さんの話かもしれません。

あと、先行したものがあっても、進んだ例が見当たらずという御指摘ですけれども、このe-Tax、75%とか52%とかというのが、このようなユースフルでないものという前提に立てば、そういうことなのでしょう。これはこれで、また、苦情とか御要請を受けて、相当リバイスして、リフォームを重ねてはいるのですが、それもその他としないということであれば、そういう御指摘を免れないと思いますけれども、国税当局を中心に、画面を改善するとか、カードリーダーがどうのとかというところを、できるだけ省力化できるよう

にという改正は、日進月歩、進めさせていただいているつもりではございます。

それから、600兆を目指してマイナンバーをアグレッシブに使っていきましょうよという事は、本当におっしゃるとおりだと思います。私も、実はマイナンバーを立ち上げる部屋におりましたので、当時からプライバシー云々という話から始まって、すごく慎重だったところを前向きにするということを、相当葛藤を見てきました。と言いながら、霞が関だけではなくて、マイナンバーを付番されて、今、申請を出すというところまで来ているのですけれども、それ自体が嫌という人がすさまじく多くて、今、1億人のうち1,000万枚しか申請が出ていません。1年経ったのにです。それぐらいプライバシー忌避のモードがすごく強いのも事実です。

逆に、さっきおっしゃったように、いい意味で官民を挙げて、官だけが利用するとかつまらない話ではなくて、官民一緒にいろいろ使うと、もっと付加価値が上がるということがあるのだから、情報をもっと載せろという発想が、ずっと前から財界にもあったこともよく承知していますけれども、結局、一方で、避けようとするモードがあるので、なかなかそれが、法律上はあれとこれとを収載していいですということになっていないという、ジレンマがあるのも事実です。

それと、最後、確定申告は当たり前ではないかと。それが、もうそれこそ古い発想を脱皮しましょうという、これもずっと前からそういう御意見がありましたし、ある意味、申告納税こそが真に民主主義的なものだという御指摘がずっとあることも事実です。

一方で、さっき注で書かせていただきましたけれども、税務署の手続を経ないでできる寄附がいいとか、あれは言いませんでしたけれども、ふるさと納税だって、税務署に申告するのは嫌だという声が強かったので、税務署の申告をなしにするという税法改正をさせていただきました。これもすさまじくふるさと納税が増えるきっかけになっているのです。だからということはないですけれども、そういう根強い忌避意識が国民の間にあることは事実としてあります。

雑駁ですけれども、お答えさせていただきました。

○高橋部会長 川田専門委員の御質問には。

○山名国税庁長官官房審議官 国税庁でございます。

4 ページ目の箱の部分に書いてありますけれども、財務省・国税庁としては、税務手続の特殊性も踏まえながら、税理士会、事業者団体の皆様からいただいた御指摘について真摯に耳を傾けてまいります。国税当局だけではできない部分も多々あります。民間企業や地方税当局の協力も得まして、ICT等の一層の活用等により、聖域なき対応、検討を実現していきたいと思っております。そういう意味では、これまでそういった調査をしたことはございません。

○高橋部会長 ないということですね。

では、最後、森下部会長代理のほうから。

○森下部会長代理 感想なのですけれども、今、お話のあったように、簡素化すればふる

さと納税がふえたように、簡素化することがいかに活性化するのかの例を逆に御紹介したという気はしたのです。マイナンバーに関しても、これを使うことで簡素化されるのであれば、使う方もいるだろうと。むしろ、マイナンバーを使っても何にもメリットがないというのが、今のどちらかというところと普及につながっていないのではないかと。

一方で、e-Tax、eLTAXの大幅改善とか、国税、地方税のワンストップ化、これは非常にいいと思うので、これをやっていただければ、数値目標をクリアしてもらうのは簡単ではないかと思っておりますので、そういう意味では、今、言われていることをされるのであれば、全く数値目標があっても、恐れることはないかと思っております。ぜひよろしくお願いたします。

○高橋部会長 時間が参りましたので、どうもありがとうございました。

それでは、財務省からの御説明はこれまでにさせていただきたいと存じます。

ありがとうございました。

○矢野主税局審議官 ありがとうございました。

(財務省退室)

(経済産業省入室)

○高橋部会長 続きまして、資料4につきまして、経済産業省より御説明を頂戴したいと思っております。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。15分をお願いいたします。

○田中大臣官房審議官(経済産業政策局担当) それでは、縦のワード紙と、付属資料をお配りしておりますので、両方ご覧いただければと思っております。

事務局ペーパーについて、何か考えはあるかというお題をいただいておりますが、私どもの方では、目標設定とか「重点分野」などの考え方について、違和感を覚えるところは全くございません。本日はまず最初に、私どものこの問題についての基本的な取組姿勢、考え方について、こちらのワード紙の方でお話をさせていただこうと思っております。

大きな方針は日本再興戦略2016に書かれておりまして、この大方針に向けて、IT化や規制改革、これを行政手続コストの削減の一つの大きな手段として、省内手続全般の見直しをしていきたいと思っております。特に、私どもは産業政策を推進する部署でもございますので、世界で一番ビジネスがしやすい国という目標を達成するためにも、この分野で先進事例や優良事例といったものを作り出していきたいと思っております。

一つは、まずはIT化でございまして、これのもたらす効果は大変重大だと思っております。特に最近、IoT、ビッグデータ、AIというものも出てきておりますので、こういったものを活用して、どうやって行政手続のコストが下げられていくのかということも併せて考えていきたいと思っております。それも含めて、どういう効果を私どもは出していきたいと考えているかですが、まず、保管場所の確保が不要になりますので、保管コストの削減を効果として出していきたいと思っておりますし、ITを活用することにより、窓口の訪問が不要になりますので、事業者の方の移動コストの削減、あるいは時間的な制約からも

解放されるという効果を出していきたい。加えて、実際には窓口に行って、指摘をされて、修正作業をすると、戻ってまた作業をして出直しということもございますが、ITによって、自動的に入力フォームのチェックができれば、度重なる確認（修正）が不要になって、再確認、郵送コスト、時間的なコストも含めて削減される。こういう効果も出していきたいということでございます。

書類の作成についても、既に一回何かの形で申請したことで、データベースに記録されたような情報が、プレプリンティングされるというようなことができれば、書類作成コストの削減も直接的に狙えるのではないかと。このような視点で取り組んでいきたいと思っております。

もう一つの視点は、先ほどのプレプリンティングとかTell Us Onceという話と関連してくるのですが、せっかく法人番号ができました。このインフラを使わない手はないと思っております。ぜひとも、そういうものを色々つなぎ合わせていきたいと思っております。

それから、副次的な効果として、これは行政手続コストの削減とは別の話ではありますが、これらを利用することで、デジタルな形で私どもの方にデータが蓄積されますので、いわゆるオープンデータの利活用ということでも貢献できる素地ができてくると考えております。

2 ページ目をご覧いただきたいと思っております。現時点で、私どもはこの課題をどう考えているのかということですが、ご覧のとおり、オンラインの利用率は47.3%というものが政府全体の実績でございますけれども、私ども経済産業省のオンライン化の利用率は、申請件数ベースで81%という状況でございます。ただ、残り19%、まだまだ残っているところで、まずオンライン化ができているところについては、オンライン化の利用率を上げていくということと、オンライン化ができていないところをさらに潰していかなければいけない。こういう大きな方針で臨んでいきたいと思っております。

まず、オンライン化できているところの利用率向上のために何ができるのかということについて、これは、省内で、昨年末に省内の関係課室に対しまして実態調査をかけたところでございます。その中で、色々なものが浮かび上がってきたところでございます。これは横断的な課題になるかもしれないので、ぜひ御紹介をさせていただきたいと思っております。

オンライン化されているのだけれども、使われない一つの原因ということで、これは必ず電子署名を伴うことになるわけですが、電子署名を利用する際の敷居の高さということ、関係部局のところによって、言ってくる方々がそこそこいるという話を聞いてございます。

電子署名については、法務省の商業登記の電子署名システム以外にも、民間のものを含めてさまざまあるわけですが、カードリーダーの取得が必要なものがあつたりいたします。それから、パソコンへの専用ソフトウェアのダウンロードが必要ということなわけですけれども、これは例えば、法務省さんのシステムはよくできているのですけれども、パソコン

に専用のソフトウェアのダウンロードをして、そのパソコンから申請手続きをし、そのソフトウェアの中で、電子証明書を受け取る形になっています。そのパソコンを使って電子署名を行うことは可能ですが、他のパソコンでも手続きが行えるように、利便性等の観点から、普通の民間の会社はどうされているのかというと、ICカードに格納し、カードリーダーか何かでそれを読んで利用するなど、いろいろな処理を、コストをかけてされているのだと思います。そういうところで、いろいろな敷居の高さがあります。そういう話がございました。

それから、これは費用をとられますので、それなりに費用、コストもかかるという声も上がってございます。何らかの形で、費用、コストがかかるのは、これはやむを得ない話だと思います。

それから、恐らくe-Govの方でございますけれども、e-Govの運営部局の方でもアンケート調査を平成21年から22年ぐらいにかけていろいろお取りになっていたようでございます。確かにそのアンケートを見ても、事前の準備について、難しかった、やや難しかったという回答が3分の2上がっていたり、操作が難しかったという御回答が3分の2を上げていたりいたします。依然として、同じような声が上がってきているということでございまして、例えば民間の普通にやっているこの手のサービスでいきますと、事前準備のためのインストールが出てきて、例えばインストールしなければいけないJavaであるとか、あるいはPDFを使いますといった場合に、クリックボタンがあって、これを押したらインストールできますとか、そういう易しい仕組みができていたのだと思いますが、民間のいろいろなサービスを使っておられるものと比較すると、ややアプローチしにくいということなのかもしれません。

それから操作のわかりづらさというところでも、これを今、こういう理由でやってください、こういうやり方でやってくださいというインストールがよく出るような民間のサイトはありますけれども、そういうものと比べると、事前にやり方の説明書のようなものがe-Govのページにも出ていますが、それを全部理解しないと始められないような、そういうようなことを感じられているような気がいたします。そういう意味では、B to Cビジネスで使われているようなユーザーフレンドリーなものにしていけという声なのかなと感じさせていただいているところでございます。

ほかに、いろいろな声が届いてございまして、次の丸のところにもございますけれども、部署間、省庁間でデータの共有が進んでいないので、重複して何度も同じ項目のものを入れなければいけないけれども、これは何とかならないかという話、それから、入力項目に不備があると、また再提出を求められる。これも、恐らく民間のB to Cでいきますと、一旦入力をして、ページが変わるたびに、赤で、あるいはこの入力項目がこういう理由で間違っていますみたいなインストールが出るようなものがあります。ああいうものの方がありがたいのだがと、こういう声なのではないかと受けとめました。そういう着眼点があるかと思えます。

いずれにしても、こういったような声や実態調査の状況を踏まえまして、なお一層事業者の利便性向上になるような行政手続のIT化を、私どもとしては進めていきたいと思っております。

先行的な事例として、幾つか取り組んでいるものがございます。ただ、それにつきましては、この部会で経済再生総合事務局から事例を御紹介しておりますので、それ以外のところで、最近、私どもが少し考えていることを含めまして御紹介をさせていただきたいと思っております。

一つは、補助金申請分野で、重複入力を排除した取組をもっと進められないかということでございます。これは法人インフォメーションというものがございます。参考資料の1.で、法人インフォメーションというものをつけてございます。以前、法人ポータルということで始めたものでございますけれども、実は、この法人番号が付与されまして、それをきっかけにいたしまして、いろいろな法人情報について、政府でいただいた情報で公開可能なものを見られるようにしていこうというもので、作ったものでございます。左側の図で法人インフォメーションというものがありますけれども、そこで、赤字で「法人基本3情報」ということで、法人番号、商号・屋号、所在地と、こういったような基本情報がここに記載されることになってございまして、それ以外にも、右側にあるような補助金の交付状況とか許認可の届出情報とか、そういう情報について、ここで取得できるような、閲覧できるような、そういうサイトをつくってございます。これをうまく活用できないか。先ほどのプレプリンティングの話でございますとか、あるいは重複して何度も同じ項目を入力しなくても済むようにということで、こういうものをジョイントして、つなげていって、利便性につなげていけないかというようなことも考えていきたいと思っております。

それから、先行事例で、再生事務局から御紹介があったかと思いますが、ベンチャープラットフォームというものを構築してございます。これと今、申し上げました法人インフォメーションを連携させるということで、補助金申請手続の負担の軽減を図っていきたいということございまして、参考資料のほうで、ページ数で5ページ目から6ページ目、7ページ目にかけて、これは既に御紹介があったところでございますけれども、ベンチャー支援プラットフォームの中身がございます。

一つは、5ページ目にございますけれども、申請様式の共通化ということも試みていかなければいけない。それから、法人インフォメーションのデータベースを、引用活用できないかということでございます。

下の6ページに大きな考え方が記されてございますけれども、この申請書作成データセットというところを、プラットフォームで入力できるようにして、共通データ項目Aのような基本情報のところは、法人インフォメーションから引っ張ってくるようにする。共通データ項目Bのところでは、いろいろな事業内容でありますとか、補助事業に関する新規性とか革新性とか、色々書くものがございますけれども、なるべく統一化をして、その中で、それぞれの事業に適したものを。

○高橋部会長 恐れ入ります。ちょっとまとめていただいて、申し訳ないです。

○田中大臣官房審議官（経済産業政策局担当） わかりました。

選択してやっていただくようなもの、一旦データベースに蓄積されたものは、2次活用ができる形にしていこうということでございますけれども、次の3ページをごらんいただきますと、このベンチャープラットフォームの仕組みを用いて、ベンチャー以外のものを含めて、対象手続を拡大するようなことも含めて検討していければということを考えてございます。省内で今、議論を始めたところでございます。

(2) のところでございますけれども、化学物質の管理分野における電子サービスの高度化ということをやっていきたい。これは、オンライン申請はできるようになっているわけですが、さらにオンライン申請時の利便性の向上を図りたいということでございます。参考資料に添付させていただいております9ページでございますけれども、実は審査をする際に、化学の物質の構造式と分子式を提出していただくことになっております。分子式の方が簡単なのですが、構造式は見ていただいたように画像データになってございまして、簡単にコンピューターで処理ができないということがございます。入力も、またこれで行き届かないということでございまして、これを、図3と9ページの下の方で書いてございます化学構造コードという、標準化されたコードで入力をしていただくということに変更をいたすことによって、申請コストも低減し、私どもの処理コストも低減をし、時間コストも下げていくということを平成30年度からシステム構築に着手していきたくて考えているところでございます。

それから、産業保安のところ、これはまだオンライン化が進んでいないところでございまして、これにつきましては、参考資料の11ページ目でございますけれども、先行事例で取り上げさせていただいたものに加えまして、まだ25万件の申請数がございますので、それについてのオンライン化を徹底的にやっとう。その際に、11ページ目の右上にございますように、審査とか提出書類の抜本的な見直しもやった上で、電子申請・施行への全面的な切りかえということをやっとうまいりたいということで、今年度中に書類の簡素化についての方向性を見定めながら、システム構想案を作成し、来年度システムの予算を要求して、30年度に開発をして、31年度から利用開始できるようにしていきたい。これによって、11ページ目の下にございますけれども、事業者側からの申請事務の約3割が削減可能と考えてございます。

12ページにもありますように、それによって何度も何度も形式不備でお通いになることがないように、プレプリンティングのような一度事業者の入力したものは自動で反映されるとか、修正がリアルタイムで反映されるとか、形式上の不備を指摘できるような、そのようなことも含めて設計をしていきたくて、こう考えているところでございます。

最後に、紙に書いていないところでございますけれども、事務局ペーパーについては、特に違和感はございませんけれども、重複入力の排除とか、あるいはTell Us Onceの原則とか、そういうものをつけ加えていただくということは、かなり有効なのではないかと、

この分析作業をする上で思ったところでございます。このTell Us Onceというものが、それぞれの省庁ごとではなくて、全政府全体でOnceなのだというような原則が打ち出されれば、これは非常にいいことではないかと思った次第でございます。

もう一つは、オンライン化されているけれども、利用率は上がっていないというところについては、これは原因を特定していく必要があるかと思えます。その中には、共通課題のようなものも出てくると思えますので、そこについては、全政府レベルで十分御議論していただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願います。

では、お三方、吉田委員、手短に、佐久間専門委員、大崎専門委員、よろしく願います。

○吉田委員 すごく手短に言います。

経産省さんのお話を聞いて前向きに進んでいるなという感じがしました。まさにおっしゃったとおり、アクロス・ガバメント、省庁でTell Us Onceとか、これから一つのICTプラットフォームを築いていくのは大切だと思います。が、それを実現するために、どういう組織体制があり得ると思えますか。これは統合的に進めていく必要があると思えますが、その場合、誰がどういう音頭を取って、どうリードしていくのか、それを実行する組織体制はどのようなものだと思いますか。経産省の中でもこれだけ進んだということは、それなりの体制を組んでやったと思うのです。これがアクロス・ガバメントで実現するようになればいいと思えますが、いいケーススタディがあれば、参考までに教えていただければと思います。

○高橋部会長 では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

一言で言って、こういう形でぜひ進めていただきたいと思います。特に、先行される組織になると思うので、ある意味で、経産省だけにとどまらず、全政府機関で同じ形でぜひ進んでもらいたいと思えます。

ITされていないところについて、特に安全保安関係、これは我々も非常に負荷がかかっています。というのは、大体の企業は申請するものは、電子化されています。ただ、今はそれを一旦全部書類に落として、プリントアウトして、それを持っていくという、それだけでも大変な作業になっていますから、こういう電子化というものを、ぜひスマート保安を進めていただければ、これは大きい削減になると思えます。

以上です。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 一点だけ、全体としては非常に前向きですばらしいなと思ったのですが、

大変細かいことで恐縮なのですが、資料の19ページにある新規化学物質の審査特例制度の見直しの話、これは、私が4年前に規制改革会議の委員を拝命いたしましたときに、当時担当したワーキング・グループで、早急に改善してほしいという強い要請があって、たしか見直しをするという閣議決定もした項目なのでございますが、3年たっても変わっていないのだなという感想でございます。

○高橋部会長 あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、3点まとめて、お三方にお答えいただければと思います。

○田中大臣官房審議官（経済産業政策局担当） まず、Tell Us Onceの進め方という話でございませぬけれども、先行事例として、先ほどお話をいたしましたベンチャーのところ、これをまずやっていきたいと考えております。そちらは、私どもの方でまずたたき台のシステムをつくって、他省庁も含めてご利用できるように提供してまいります。こちらの方は、ベンチャー・チャレンジ2020という政府で決定して取り決めがございまして、その政府コンソーシアムというベンチャー関係の施策を行っている関係省庁と、それから、関係の独立行政法人が入った会議がございませぬ。これは、この間、先行事例を御説明された、日本経済再生総合事務局が事務局をやっているというところでございませぬ。私どもの方で、たたき台ができた場合には、それをそこで御調整いただくということができるかと思っております。こうした取組を他の施策分野に、どの場で御展開いただくかというのは、それはIT本部ということもございませぬし、あるいは規制改革推進会議の場合もございませぬし、そこは関係部局でお話し合いをしていただくのがいいのかなと思っております。

それから、保安のところはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

化学物質のところは、本日は担当の部局が出てきておりませぬけれども、私どもは、この辺につきましては、手続もいろいろ簡素化できるようにシミュレーションまで使って、動物実験を行わずに済むようにということも含めてやっていきたいと思っておりますし、IT化の中で、数量規制についてももう少し合理化ができるように行っていきたいということで、それは制度改革を含めて、これから打ち出していくということで、今、関係部局で、制度改革を含めて、オンスケジュールでやっているところでございませぬ。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。何かございませぬでしょうか。

一点、補助金適正化法についての定義の統一という話があったのですが、これはどういうことを具体的に想定されているのかということと、その次の丸の証拠書類の取扱いについて、政府で統一的に整理する必要がある、これもどのようなことを具体的に考えていらっしゃるのか、そこを御説明いただければと思います。

○田中大臣官房審議官（経済産業政策局担当） 書式に関しては、これは補助金適正化法の政令とかそういうことよりも、恐らく交付要綱の話になってくると思っております。したがって、交付要綱でどういう書式を統一するのかというのは、それぞれの省庁に裁量権があるわけですが、何らか、その中で統一的なルールをつくって、例えば事業の新規性を

問うというのは、どういう表現にして、どういうことを言っているということにすればいいのかということ、何か整理していただく。それは交付要綱にそれぞれ詳しく張っていただいて、誤解のないようにしていただくということになれば、かなり簡便になるのではないかという気がいたします。

証拠書類のところですが、これは私どもの関係省庁が電子化されたIT記録を使おうと思っても、最終的には会計検査院との関係が出てくると思います。したがって、会計検査院を含めて合意をしていただくような、何かの取組をどこかでしていただくのが重要ではないかという気がいたします。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、経済産業省からのヒアリングはここまでとさせていただきます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(経済産業省退室)

○高橋部会長 本日の議題は、以上となっております。

次回は、法務省、厚生労働省、国土交通省の3省からのヒアリングを予定しています。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議については、2月2日を予定しています。

○高橋部会長 それでは、これで会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。